

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について

制 定 平成 26 年 10 月 14 日 こ企第 545 号 部長決裁
最近改正 令和 5 年 9 月 29 日 こ保認第 618 号 局長決裁

第 1 別表 1 「保育の必要性の認定基準」

1 保育の必要性の認定基準 1

夜間の就労についても含まれるものとします。

2 保育の必要性の認定基準 1 (1) イ

利用開始日の翌月の同一日の前日までに就労を開始することが必要です。

なお、育児休業からの復職の場合には、利用開始日の翌月の同一日までに就労を開始することを必要とします。

3 保育の必要性の認定基準 1 (2)

内職を含むものとします。ただし、タイムスケジュールにより、月 64 時間以上の労働に相当するか確認します。

4 保育の必要性の認定基準 2 (1)

妊娠中であることは、交付された母子健康手帳により確認します。

5 保育の必要性の認定基準 6

保育を必要とすることを証明する書類の不備等により、いずれの認定基準にも該当しない場合には、保育の必要性の認定基準 6 に該当するものとして取り扱うことがあります。

6 保育の必要性の認定基準 9

保護者の諸事情及び児童福祉の観点を総合的に勘案した上で、育児休業期間中において同一特定教育・保育施設等又は同一特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが適当と判断できる場合に認定します。

7 保育の必要性の認定基準 10 (3)

地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であることは、在園期間中の場合は在園（利用）証明書又は契約書の写し等の証明書類により、卒園後の場合は卒園証明書により確認します。

ただし、横浜市内の地域型保育事業又は認可乳児保育所を卒園した児童、及び、横浜市内で給付認定を受け市外の地域型保育事業又は認可乳児保育所を卒園した児童については、在園（利用）証明書等及び卒園証明書の提出は求めません。

第2 別表2「利用調整基準」

1 父・母が保育できない理由、状況「1 就労（内定含む）」

- (1) 原則、就労証明書に記載された契約上の就労日数及び時間を確認し、「A～F」に順位付けします。
- (2) 就労時間については、就業規則等で定められた休業時間を含む拘束時間とします。
- (3) 育児のための短時間勤務制度の利用により就労日数及び時間が変更されている場合は、変更前の契約状況により順位付けします。
- (4) 地域療育センターを親子通園することにより就労日数が減少する場合は、親子通園に係る利用日数に応じた就労日数及び時間相当分を、就労証明書における就労日数及び時間と合算して判定します。

2 父・母が保育できない理由、状況「2 産前産後」

- (1) 切迫流産等、緊急性が高い場合は、「利用調整基準 11『その他』」を適用する場合があります。
- (2) 申請時点で就労しており、利用開始希望日時時点で産前産後休業又は出産に伴う休みの期間となる場合、産前産後認定期間終了後に復職する場合は就労ランクとし、その他の場合は産前産後ランクとします。

3 父・母が保育できない理由、状況「3 病気・けが、障害」

(1) 病気・けが

自宅療養で「A」のランクを適用する場合は、入院に相当する状況を客観的に証明する書類（医師の診断書等）にて判断します。また、通院加療で「C」又は「E」のランクを適用する場合も同様とします。

(2) 障害

身体障害者手帳等に基づき、生活状況や保育の必要性を確認し判断します。

4 父・母が保育できない理由、状況「6 通学」

通学という名目でも、実態が就労と変わらない場合は「1 就労」として取り扱うことがあります。

例：医学生の実習等（その勤務形態が恒常的に、正規の医師と変わらない場合）

5 父・母が保育できない理由、状況「7 求職中」

求職中ランクの考え方は「保育の必要性の認定基準6」に準じることとします。

6 父・母が保育できない理由、状況「8 ひとり親世帯等」

- (1) ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び祖父母世帯等（申請児童のきょうだい、おじおばに養育されている世帯等を含む。）を指し、離婚調停中などの離婚前提別居の申立があり、実態やその他挙証資料によりひとり親世帯と同等と判断される場合も含まれます。
- (2) ひとり親世帯等において、自立支援の観点から優先的に取り扱うことが適当と考えられる場合に適用します。「自立の促進が図られる」と判断する基準は、保育所等

を利用することで安定的な就労が見込める、または就労につながるような求職活動や職業訓練を行うことができる場合となります。

よって、自立促進とならないと判断される場合（病気・けが・介護・災害の復旧等の要件により利用申請している場合など）には、適用しません。その場合にはランクの引上げ及び調整指数の加点を適用します。

- (3) 当該ランクを適用した場合は、別表2-2の「その他の世帯状況」はすべて用いることはできないものとします。
- (4) 「保育の必要性の認定基準6」の場合には、当該ランクを適用する場合においても利用期間を3か月とし、利用期間が終了するまでに保育を必要とする要件（月64時間以上の就労等）を満たさない場合には認定期間が満了し、保育所等の利用ができなくなります。

7 父・母が保育できない理由、状況「9 保育士等」

- (1) 保育士等就労に関する誓約書兼証明書及び資格を保有することを証明する書類（保育士証、国家戦略特別区域限定保育士証、看護師免許証、保健師免許証、助産師免許証、准看護師免許証又は幼稚園教諭免許状）の写しの提出が必要です。
- (2) 当該ランクを適用した場合は、別表2-2の「その他の世帯状況」はすべて用いることはできないものとします。
- (3) 市外在住者で当該基準の要件を満たす場合には、4月申請において一次申請から受付の対象となります。

8 父・母が保育できない理由、状況「10 市外在住」

- (1) 市外から転入予定で、挙証資料により利用開始希望日の前日までに転入することが分かる場合には適用せず、市内在住者と同様に取り扱います。
- (2) 市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には適用しません。
- (3) 市外転出予定者の場合は、利用開始希望日の居住地により、適用を判断します。
- (4) 当該ランクを適用した場合は、別表2-2の「その他の世帯状況」はすべて用いることはできないものとします。
- (5) 当該ランクを適用する場合には、4月申請において二次申請から受付の対象となります。

9 父・母が保育できない理由、状況「11 その他」

児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断する（虐待等、児童の安全面、緊急性等から優先的に取り扱うことが適当と考えられる）場合に使用することとし、その上で別途利用調整します。

第3 別表2-2「その他の世帯状況」

原則、基準日の状況において判断します。

1 ランクの引上げに用いる指標

該当する指標1つにつき1つランクを引き上げます。また、「2つ引上げ」として
いる指標は2つランクを引き上げます。

別表2「利用調整基準」の「8 ひとり親世帯等」及び「9 保育士等」により「A」
としたものについてはランクの引上げに用いる指標を適用しません。そのため、就労
状況等によりランク判定をした上で、これによる引上げをした方がより高いランクと
なる場合があります。その場合、高い方のランクを適用します。

(1) ひとり親世帯等

「ひとり親世帯等」の定義については、『父・母が保育できない理由、状況「8
ひとり親世帯等」』の(1)に準じることとします。

(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図 られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）

ア 現に生活保護世帯である場合が対象です。生活保護世帯ではないが、生活保護基
準収入額以下の収入である世帯は含みません。

イ 「自立の促進が図られる」と判断する基準は、保育所等を利用することで就労が
できる、または就労につながるような求職活動や職業訓練を行うことができる場合
となります。

よって、自立促進とならないと判断される場合（病気・けが・介護・災害の復旧
等の要件により利用申請している場合など）には、適用しません。

(3) 生計中心者が失業している場合

ア 生計中心者とは児童等の生計を主として維持する者であり、一般的には、当該
世帯の世帯主、または最多収入者（原則、市民税算定に係る収入額により確認）
をいいます。なお、収入等を含めた生活実態について把握の上、福祉保健センタ
ー長が生計中心者を判断する場合があります。

イ 利用開始希望日の前1年以内の離職の場合で、就労事由でない場合に適用しま
す。

ウ 生計中心者の失業及び離職年月日を証明する書類の提出が必要です。

エ 自己都合により退職した場合も対象とします。

(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育 事業等の卒園児

ア 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保
育事業（本市事業に限る）等（一時利用を除く）の卒園後に、保育所・認定こども
園（保育利用）・地域型保育事業等を利用する児童が対象となります。

イ 横浜保育室等が認可保育所等へ移行する場合や、施設・事業が廃園、廃止とな
る場合も同様に取り扱いがあります。

ウ 本市で確認できる場合を除き、卒園証明書等の提出が必要です。

エ 既に行われた利用調整で内定（辞退も含む）した場合には、その後の利用調整においては付与しません。なお、4月申請で既に内定した場合で、きょうだい揃え・転居を理由に二次申請する場合には、付与します。

(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合

ア 就労証明書に記載されている育児休業期間（育児休業に入る前の産前産後休業期間を含む）に対象の施設を退園しており、申請締切日までに復職していない場合に、付与します。

イ この引上げは、別表3「調整指数一覧表」の「(1) 保育の代替手段 オ」と必ず同時適用となります。

ウ 本市で確認できる場合を除き、利用期間のわかる証明書の提出が必要です。

エ 年度限定保育事業は、対象の施設には含まれません。

(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）

ア 就労証明書に記載されている育児休業期間（育児休業に入る前の産前産後休業期間を含む）に対象の施設を退園しており、申請締切日までに復職していない場合に、付与します。

イ 同一施設の受入れに限定せず、他の施設へ利用の申請をする場合も同様に扱います。

ウ 本市で確認できる場合を除き、利用期間のわかる証明書の提出が必要です。

(7) きょうだい既利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。
※認定こども園（教育利用）を既利用している場合を含む。

ア 「きょうだい既利用している」について

きょうだいが基準日時点で在園もしくは利用することが決まっている必要があります（基準日時点で在園していること、もしくは基準日の翌月1日から利用開始することをもって確認します）。

あわせて、利用開始希望日時点で在園している見込みであることが必要です。

イ 「きょうだい同時に」について

同じ利用開始日の申請を提出していることが必要です。ただし、きょうだいの一部が先に実施した利用調整において利用決定した場合、利用決定しなかった保育所等は、その後の利用調整において別園とみなします。

(例) 4月の一次申請で上の子がA園に利用決定した場合、下の子の二次申請においては、A園以外には別園として調整指数+3が付与されます。

- (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合

基準日時点で在園もしくは利用することが決まっている必要があります（基準日時点で在園していること、もしくは基準日の翌月 1 日から利用開始することをもって確認します）。

- (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）（2 つ引上げ）

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

必要な提出書類は、『父・母が保育できない理由、状況「9 保育士等」』の（1）に準じることとします。

第 4 別表 3 「調整指数一覧表」

- 1 利用調整において別表 2 及び別表 2-2 により同ランクになった場合、別表 3 に基づき指数を付与し、利用決定の順位を判断します。原則、基準日の状況において判断します。

(1) 保育の代替手段

- ア 利用申請児童を 65 歳未満の親族に預けている。

18 歳未満の親族（利用開始希望の年度内に 18 歳に到達する親族）、利用開始希望の年度内に 65 歳に到達する親族は、65 歳未満の親族には含みません。

また、有償で預けている場合も含みます。

- イ 認可保育所又は認定こども園（保育利用）からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一保育所等（※）に利用を希望するための転園は除く。）

※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。

転園申請の場合において、基準日時点の状況によらず、申請締切日に認可保育所又は認定こども園（保育利用）を利用している場合に適用します。

なお、転居を伴う場合やきょうだい同一園利用のための転園等、不利益に扱うことが不相当と考えられる場合は適用しません。

- ウ 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児。

この調整指数は、市内在住者（市外からの転入者も含む）の場合、別表 2-2 「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標（4）」と必ず同時適用となり

ます。

その他の取扱いについても、別表 2-2 「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標（4）」に準じることとします。

- エ 利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）

本市で確認できる場合を除き、児童名・利用期間のわかる証明書の提出が必要です。また、年度限定保育事業は本市において実施されているものが対象となります。

- オ きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。

この調整指数は、別表 2-2 「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標（5）」と必ず同時適用となります。

その他の取扱いについても、別表 2-2 「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標（5）」に準じることとします。

- カ 利用申請児童を〔認可保育所、認定こども園（保育利用）、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等〕以外へ有償で月 64 時間以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）

知人等に預けている場合も含まれます。また、児童名・利用期間・一日の利用時間・利用頻度・利用料等のわかる証明書の提出が必要です。

認可外保育施設等の契約を締結している利用の場合、契約内容から判断します。なお、基準日の属する月の月途中から利用している場合でも、契約期間が 1 か月以上の場合には、契約内容から判断します。

契約期間が 1 か月未満の場合や、一時保育等、契約を締結していない利用（都度利用）の場合、利用実績から判断します。なお、利用期間の記載が難しい場合には、最初の利用日から最後の利用日の期間で判断します。

（2）世帯の状況

- ア 保護者が身体障害者手帳 1～2 級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。

- イ 保護者が身体障害者手帳 3 級以下又は精神障害者保健福祉手帳 3 級で保育に著しく負担がかかる場合。

（ア及びイの説明）

保護者ともに該当する場合であっても、重複して加点はしません。また、ア及びイのいずれも該当する場合にはアを適用します。

ウ 同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）

エ 別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）

（ウ及びエの説明）

申請児童本人は、対象者に含まれません。また、「日常的に介護している」とは、保護者で合計週4日以上介護していることをもって判断します。

保護者ともに該当する場合であっても、重複して加点はしません。また、ウ及びエのいずれも該当する場合にはウを適用します。

（3）就労状況等

ア 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。

別表2-2「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標（8）」に準じることとします。

イ 単身赴任をしている場合。

基準日及び利用開始希望日において、継続して単身赴任していることが確認できる場合に付与します。一方の保護者が単身赴任と夜勤に該当する場合には、単身赴任の調整指数のみ適用します。また、自営業の方等には適用しません。

ウ 両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。

「夜勤」については、宿直、当直勤務を含み、正規の就労時間内の就労により午前0時をまたぐ就労とし、残業等により午前0時をまたいだときは「夜勤」とはみなしません。また、宿泊を伴う出張についても1泊を夜勤1回とみなし、月2回以上の夜勤が常態の場合に限り付与します。

なお、転職等により利用開始希望日に夜勤をしていないことが確認できた場合は、基準日時点の状況によらず適用しません。

エ 元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。

基準日の翌日以降に、就労開始する場合に付与します。ただし、基準日時点で他での月64時間以上の就労が確認できる場合には、付与しません。

オ 元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。

就労開始から基準日まで3か月以上継続して就労している（産前産後休業期間

や育児休業期間等を含む) 場合に付与します。なお、利用開始希望日まで就労が継続しないことが確認できた場合には、付与しません。

また、求職中以外の事由を希望していたが、挙証資料の提出がない等の理由で、求職中ランクとなった場合には、付与しません。

(4) ひとり親世帯等

ア ひとり親世帯等で 65 歳未満の同居親族がいない場合。

イ ひとり親世帯等で 65 歳未満の同居親族がいる場合。

(ア及びイの説明)

別表 2「利用調整基準」の「8 ひとり親世帯等」もしくは表 2-2「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標(1)」が適用されている場合に付与します。

また、18 歳未満の親族(利用開始希望の年度内に 18 歳に到達する親族)、利用開始希望の年度内に 65 歳に到達する親族は、65 歳未満の同居親族には含みません。

ウ 元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労開始予定の場合。

元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、基準日の翌日以降に、就労開始する場合に付与します。ただし、基準日時点で他での月 64 時間以上の就労が確認できる場合には、付与しません。

エ 元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。

仮に「8 ひとり親世帯等」を適用しないとした場合のランクが、「7 求職中」になる場合に付与します。

(5) 保育士等

ア 元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。

元のランクが「9 保育士等」で、基準日時点で就労している場合に付与します。

イ 元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。

元のランクが「9 保育士等」で、基準日の翌日以降に、就労開始する場合に付与します。ただし、基準日時点で他での月 64 時間以上の就労が確認できる場合には、アを適用します。

(6) きょうだいの状況

ア きょうだいが既に利用している保育所等(※)の利用を申請する場合。又はきょうだいと同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。
※認定こども園(教育利用)を既に利用している場合を含みます。

イ きょうだいが既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだいと同時に別の保育所等の利用を申請する場合。

(ア及びイの説明)

別表2-2「その他の世帯状況」の「ランクの引上げに用いる指標(7)」に準じることとします。

2 同一ランクかつ同一調整指数時の順位に用いる指標

以下の(1)から(3)の指標について、1つ目の指標を最上位とし、上位の指標から順に用います。上位の指標で優先順位に差がついた時点で適用は終了とし、下位の指標は用いません。

(1) 別表2「利用調整基準」の優先順位

ランク判定の際に元となった「利用調整基準」によって優先順位をつけます。優先順位は下記のとおりとします。

- ア 災害の復旧への従事
- イ 病気・けが、障害
- ウ 就労(内定含む)
- エ 親族の介護
- オ ひとり親世帯等
- カ 通学
- キ 産前産後
- ク 求職中

なお、「9 保育士等」、「10 市外在住」、「11 その他」でランク判定をした場合は、仮にこれらのランクを適用しないとした場合のランクにより、上記の順位に当てはめることとします。

(2) 養育している小学生以下の子どもが多い世帯

養育している小学生以下の子どもが多い世帯を優先します。

利用開始希望日における申請児童本人を含めた小学生以下の子どもの数をカウントします。利用開始希望日前(利用開始希望日当日を含めない)に出生が見込まれる児童は含み、小学校を卒業する見込みの児童は含みません。

(3) 経済的状況(合計所得金額)が低い世帯

合計所得金額の低い世帯を優先します。原則として、4月利用開始から8月利用開始に関する利用調整の時は前々年の合計所得金額により比較します。9月利用開始以降の利用調整の時は前年の合計所得金額により比較します。また、証明がない者よりある者を優先します。

3 同一ランクかつ同一調整指数時の順位に用いる指標においてもなお優先順位に差がつかない時、福祉保健センター長は、必要に応じて実施細目を定めることができます。

この具体的運用は、平成 28 年 10 月 14 日より施行し、平成 29 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、平成 29 年 9 月 25 日より施行し、平成 30 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、平成 30 年 10 月 12 日より施行し、平成 31 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、令和元年 8 月 1 日より施行する。ただし、第 1 第 2 項及び第 2 第 7 項については令和 2 年 4 月給付認定から適用する。

附 則

この具体的運用は、令和元年 11 月 8 日より施行し、令和 2 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、令和 3 年 10 月 6 日より施行し、令和 4 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、令和 4 年 10 月 11 日より施行し、令和 5 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この具体的運用は、令和 5 年 9 月 29 日より施行し、令和 6 年 4 月給付認定及び利用調整から適用する。